

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【公開番号】特開2016-70029(P2016-70029A)

【公開日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2014-203515(P2014-203515)

【国際特許分類】

*E 06 B 7/22 (2006.01)*

【F I】

E 06 B 7/22 Z

E 06 B 7/22 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、

レール間上カバーは、障子の上面に向けて傾斜しながら垂下するヒレ片を有することを特徴とする断熱サッシ。

【請求項2】

開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、

レール間上カバーは、障子の上面に向けて傾斜した状態に維持される別体のヒレ片を有することを特徴とする断熱サッシ。

【請求項3】

開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、

レール間上カバーは、見込み方向の一部分に、下方に向けて突出して障子の上面に近接または当接する中空の突出部を有することを特徴とする断熱サッシ。

【請求項4】

レール間上カバーは、上枠との間に空隙を形成して配置されている

ことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の断熱サッシ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本願の請求項1に係る発明の断熱サッシは、開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライ

ド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、レール間上カバーは、障子の上面に向けて傾斜しながら垂下するヒレ片を有することを特徴とする。

本願の請求項 2 に係る発明の断熱サッシは、開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、レール間上カバーは、障子の上面に向けて傾斜した状態に維持される別体のヒレ片を有することを特徴とする。

本願の請求項 3 に係る発明の断熱サッシは、開口部に設置される窓枠と、窓枠にスライド開閉可能に配置される障子と、上枠に配置されるレール間上カバーとを有し、レール間上カバーは、見込み方向の一部分に、下方に向けて突出して障子の上面に近接または当接する中空の突出部を有することを特徴とする。

本願の請求項 4 に係る発明は、請求項 1 乃至 3 のいずれかの断熱サッシにおいて、さらにレール間上カバーは、上枠との間に空隙を形成して配置されていることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本願の請求項 1 乃至 4 に係る発明の断熱サッシによれば、案内レールからの輻射熱等により冷熱の伝達された空気の室内空間への対流を抑制することができる。そして、突出部は変形復元自在に設けられているので、障子の建て込み作業時に障子が突出部に接触しても突出部は変形し、建て込みが終了すれば復元して所定の形状を維持できるので、突出部を上枠もしくは障子の上枠により近接させることができ、該空間から室内空間への空気の流れを確実に抑制することができる。